

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る2月29日の本会議において、付託されました案件について、3月4日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定8件、規約の変更に関する協議1件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第2号 上野原市旅費等の特例に関する条例制定について」は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、特別職の職員で非常勤のもの、市長、副市長、教育長、職員が公務のために旅行した場合の旅費の日当は、各条例の規定に関わらず支給しないこととするものです。

委員からは、職員のモチベーションの面も考慮した上で支給するかしないかを決定すべき、との意見が出されました。

「議案第3号 上野原市長の給与の特例に関する条例制定について」は、令和6年4月1日から令和7年3月19日までの期間における市長の給料について、100分の50減額して支給するもので、実施した場合、631万3千755円の減額となります。

「議案第4号 上野原市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は、令和6年4月以降に支給する期末・勤勉手当の支給月数の改正、会計年度任用職員への勤勉手当支給、育児休業中の会計年度任用職員への勤勉手当支給、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する給料表の改定、会計年度任用職員に支給する期末手当の支給月数を正規職員と同等とする改正を行うものです。

委員からの、勤勉手当における能力給はどういった基準で判断しているのか、という質問については、正規職員についてはすでに能力評価を行って、企画力、責任感、市民に対する接し方等で総合的に判断しているが、会計年度任用職員も同様に評価していく予定とのことでした。

「議案第5号 上野原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴って、国が進めている医療資格のオンライン確認の導入に対応するため、条例で規定する個人番号利用事務に、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務の追加等を行うものです。

「議案第8号 上野原市工場立地法地域準則条例制定について」は、都市計画法の準工業地域、工業地域及び工業専用地域について、工場立地法で定める特定工場の新増設を行う際の敷地面積に対する緑地面積と環境施設面積の割合を引き下げるものです。

これにより、工場敷地の有効活用が図られ、企業の設備投資や成長促進、既存の企業の他市への流出を防ぐ効果が期待できるとのことです。

委員からの、特定工場に該当する物件はかなり限られてくるのではないかと、という質問については、十数社あると認識していて、実際に八ツ沢の工業団地において、緑地制限のために敷地を有効活用できていない企業があることを把握しているとの説明がありました。

「議案第9号 上野原市公園条例の一部を改正する条例制定について」は、矢坪つどいのひろばを市立公園に編入し有効活用するとともに、長く利用者の無いまま荒廃が進んでいる沓掛公園を用途廃止するものです。

委員からの、沓掛公園を今後何かの用途で活用するのか、という質問については、敷地の形状も三角形で使い勝手が悪いいため、活用は難しいとのことです。

「議案第11号 上野原市手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上のタンク手数料について改正するものですが、当市は対象施設がないとのことです。

「議案第12号 上野原市消防団条例の一部を改正する条例制定について」は、消防団の活性化と士気高揚を図るため、団員の配置状況や地域の現状を考慮し、団員の定数を見直すとともに、現行の年額報酬を改正するものです。

団員の定数は、878名から820名へ減員し、分団数・部数を10分団48部から10分団45部へ減らすとのことです。

委員からの、支援団員の活用についてはどう考えているのか、という質問については、コロナ禍で訓練を自粛していたが、来年度からは増やしていく計画であるとの説明がありました。

また、委員からは、災害時の消防力を見込む上で、平日の昼間に実際に活動できる団員数を把握しておく必要があるのではないかと、との意見が出されました。

「議案第42号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」は、山梨県市町村総合事務組合が共同で処理を行う事務のうち、競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する事務に、東山梨行政事務組合、峡南広域行政組合及び富士五湖広域行政事務組合を加えるものです。

以上、当局提出の9案件について、採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

委員からは、今まで閉会中に視察に行った案件について、当市にどう活かしているのか等、委員会において内容を検証すべき、との意見が出されました。

また、市内の廃校施設についてと、市のデジタル化について、調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。